

資料番号	1
------	---

令和5年9月27日
課名 教育委員会事務局
秘書広報室
担当者 室長 糸崎
内線 4930

広島県教育委員会会議録

令和5年7月14日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年7月14日（金） 13：00開会

13：50閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵
委員	細	川	喜	一郎
	中	村	一	朗
	志々	田	ま	なみ
	近	藤	い	ずみ
	菅	田	雅	夫

2 出席職員

教育次長	池	田	克	輝
管理部長	江	原		透
学びの革新推進部長（兼）教育センター所長	阿	部	由	貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重	森	栄	理
理事	榊	原	恒	雄
総務課長	杉	本	真	一
秘書広報室長	糸	崎	誠	二
文化財課長	坂	光	秀	和
義務教育指導課長	立	田		晃
特別支援教育課長	津	村	真	一郎
生涯学習課長	桑	原	智	津子

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 博物館登録について	1
日程第3	報告・協議1 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について	2
日程第3	報告・協議2 広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について	3
日程第4	報告・協議3 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について	4
日程第5	報告・協議4 広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について	6
日程第6	第1号議案 令和5年度メイプル賞（第1回）の受賞者について	7

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、志々田委員及び近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

本日の会議議題はお手元のとおりです。

議題のうち公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんでしょうか。

それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和5年度メイプル賞（第1回）の受賞者について公開しないということに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

平川教育長： 全員賛成と認めます。

従いまして、本日の議題は第1号議案を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 博物館登録について

平川教育長： それでは、第2号議案、博物館登録について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長： 第2号議案、博物館登録について御説明申し上げます。

資料の1枚目を御覧ください。「1 提案の要旨」にございますとおり、今回、一般財団法人下瀬美術館から申請がありました下瀬美術館について、博物館法に基づく博物館登録原簿への登録を行うものでございます。博物館として登録されるためには博物館法に定める要件を備えている必要があります。博物館として登録されますと、美術品補償制度を利用できるなどの優遇があります。

下瀬美術館は、平成30年に丸井産業株式会社創業60周年を契機として構想され、本年3月に大竹市晴海に開館した私立の博物館です。代表取締役であり、この博物館の設置者である一般財団法人の代表理事である下瀬ゆみ子氏が、先代の創業者、下瀬福衛氏と下瀬静子氏から受け継ぎながら形成してきたコレクションであるひな人形やひな道具、御所人形をはじめ、日本と西洋の近代絵画や西洋工芸などを中心にコレクション展及び特別展を行っておられます。今後も国内外の美術工芸品を収集、保存、調査研究し続け、展覧会企画等の活動を行うことで社会教育施設としての役割を果たすとともに、広島県大竹市から日本の文化の発展に寄与していきたいと、今回申請が行われたところでございます。

資料の2枚目を御覧ください。「5 根拠規定」をお示ししております。博物館の登録につきましては、資料、中ほど、博物館法第13条に定める要件及び、1枚めくっていただきまして、(2)としてお示ししております県が定める博物館登録等に関する要綱に規定する要件を備えている必要がございます。

資料の1ページに審査表をお示ししております。今回申請がありました下瀬美術館について、書類による審査及び学芸員資格を有する学識経験者と生涯学習課職員による現地調査を行ったところ、設置者、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制、学芸員、その他の職員の配置、施設及び設備、開館日数、いずれにつきましても博物館として登録を受けるための要件を備えていると判断いたしました。以上のことから下瀬美術館を博物館登録原簿に登録してよいと考えております。説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： しっかりとした博物館が広島県で登録されることはすごく良いことだと思います。

この審査の部分が気になるのですが、調査に行っていた学識経験者という方はどのような方なのか、説明をお願いします。

桑原生涯学習課長：今回は広島県立歴史博物館の学芸課長をしております、学芸員の資格を有している石橋課長にお願いをしております。以前も御説明させていただいたかと思いますが、現在登録している登録博物館は全て再申請という形で手続をこの5年間の間に進めていただくこととなっております、有識者の方に現地調査を行っていただく必要があります。それぞれの博物館の特性に応じた人材というのを、例えば大学教授で、学芸員をされている方などに同行していただくことを考えております。

中村委員：県にこういった立派な美術館があったのかと驚きましたが、最近できたということですね。基本的には設置者からの申出に基づいて申請を行うのでしょうか。

桑原生涯学習課長：登録は申請手続に基づき行うものとなっておりますので、県内にもいくつか美術館がございますけれども、現在登録をされているのはこの資料でお示ししてあるものだけで、今回、新たに下瀬美術館が出てきたというものでございます。

平川教育長：ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長：それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長：全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について

平川教育長：続きまして、報告・協議 1、広島県生涯学習審議会委員の選任に係る基本方針について、桑原生涯学習課長、説明をお願いいたします。

桑原生涯学習課長：第11期広島県生涯学習審議会の任期が令和5年9月30日をもって満了するため、次期委員の選任に係る基本方針について御説明いたします。

広島県生涯学習審議会委員は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項及び広島県生涯学習審議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。

別紙の1ページ目を御覧ください。審議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、教育委員会又は知事の諮問に応じ調査審議するとともに、必要な事項について意見を述べることでございます。

委員の定数につきましては20人以内となっております、資料にございますとおり、現在の委員は20人となっております。

また、本審議会には委員の定数を15人以内とする社会教育分科会を置くこととしており、社会教育に関する事項等につきましてはこの分科会において調査審議することとしております。

委員の選考に当たりましては、国の「新たな教育振興基本計画」の内容や本県の取り組む生涯学習推進施策等を踏まえ、学校教育、家庭教育、社会教育といった生涯学習の各分野に関する幅広い議論が可能となるよう、一番下の「選考基準」欄にありますとおり、生涯学習に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、1から3に掲げる基準によって選考することとしたいと考えています。今後、人選につきましては、関係各所に御意見をいただきながら進めてまいり、審議会委員の候補者の提案をさせていただく予定です。説明は以上です。

平川教育長：ただ今の説明に対しまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員：選考基準の年齢のところですが、これは他の委員会の委員の方についても大体このくらいの年齢になるのでしょうか。

桑原生涯学習課長：この基準につきましては、知事部局で定められている基準を基に、教育委員会としてそれを踏まえた、統一的な基準として定めております。

- 菅田委員： 前にも言ったかと思いますが、生涯学習なので、この委員会に関しては年齢、もうちょっと上げたほうが、より対象者の方の生の声が聞けていいのではないかと思います。生涯ですから若い人からかなりの年配の方の意見が広く聞けるようにしたほうがいいのではないかなとは思いました。
- 桑原生涯学習課長： 2年前のこの御報告の際にも御意見をいただいております、いただいた御意見を踏まえて私たちも検討させていただきましたが、国の中央教育審議会の生涯学習分科会であるとか、先ほど申し上げたように、県全体の審議会の選任基準においても同じ年齢要件で示されております。それらを踏まえて教育委員会において委員の選任に係る取扱いの内規を定めておりますことから、今後も関係課も含めて慎重に検討していく必要があると考えております。
- 志々田委員： 改選の時期ということなので、審議会が何を教育委員会として諮問するのかっていうことをはっきりと意識しながら人選ができればなと思っていました。
国の教育振興基本計画が変わりましたので、生涯学習政策についても最近ウェルビーイングであるとかダイバーシティ、それからインクルーシブみたいな考え方が生涯学習の中でもかなり強調されていますので、今回の人選は、もちろん現在のカテゴリズもいいとは思いますが、その辺りの新しい生涯学習の動向というのを見ながら人選をしていただいて、やっぱり広島県が進める生涯学習の整合性みたいなものをしっかり御議論できるような形にしていただきたいと思います。以上、意見です。
- 細川委員： 何度か申し上げたかとは思いますが、委員名簿に年齢と何期目かかっていうのが書かれてないので、この辺のところは選考基準に当てはまっているのかどうかという判断ができかねますので、この名簿では、もし基準から外れている委員の方がいらっしゃるとしたら、その理由もお聞きしなければならないのですが、いかがでしょうか。
- 桑原生涯学習課長： 本日御報告をさせていただくのは、あくまで第12期の基本方針ということで、今お示ししております名簿は第11期の委員の名簿であり、これがホームページに掲載されているものですので、今後、予定としては9月の教育委員会会議で第12期の委員の選任について諮らせていただこうと考えております。その際には、委員が言われたような年齢や、期数などの、要件をクリアできているのかどうかということがはっきり分かるような形でお示しさせていただきたいと思います。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について

- 平川教育長： 続きまして、報告・協議2、広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について、坂光文化財課長、説明をお願いいたします。
- 坂光文化財課長： それでは、広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について説明いたします。
資料の1ページを御覧ください。広島県博物館協議会は、地方自治法第138条の4、第3項及び広島県博物館協議会条例の規定に基づいて置かれている附属機関でございます。協議会の任務は、設置目的及び任務欄にありますとおり、広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べることとしております。
委員の定数につきましては、15人以内となっております、現在の委員数は15人となっております。
任期は、令和5年8月20日から令和7年8月19日までの2年間でございます。
委員の選考基準につきましては、選考基準欄の1にありますとおり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、(1)から(3)までに掲げる基準によって選考することとしたいと考えております。
資料の2ページには、現在の委員名簿を掲載しております。
今後、人選につきましては、関係各所から御意見をいただきながら進め、改めて委員の候補者の提案をさせていただき予定としております。
説明は以上でございます。
- 平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。
- 細川委員： こちらの委員名簿につきましても、先ほどの審議会委員と同じく、期数と年齢をまた

次の審議の際にお示しをいただけると思いますが、別件で、広島県議会議員が2名委員となっております。幅広く、いろいろなところから御意見いただくとかいう意味では県議会議員の席ってというのはいつも2席御用意されているものなのではないでしょうか。

坂光文化財課長： これまでも2名の選任となっております。

細川委員： それが悪いと申し上げるわけではありませんが、先ほど申し上げたように、いろいろな観点から御意見をいただくとすれば、また、別の団体とかの方でも良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

坂光文化財課長： 選任に当たりましては、各分野から幅広く御意見をいただくということとさせていただきたいと思っております、しっかりバランスを取りながら検討していきたいと思っております。

細川委員： ありがとうございます。よろしくお願いたします。

また、各館アドバイザー1名ずつ出していると思いますが、この3名の方というのは各館アドバイザーができた時から同じ方々でしょうか。

坂光文化財課長： アドバイザー3名のうち、一番下の柴川敏之さんが替わっております。上の2名の方は一緒になっております。

細川委員： はい、分かりました。

この辺りのところも各館がいろいろと交流とか協力を仰ぐといったような御関係があると思いますが、この方に限らず、また、館にとってより良いアドバイザーがいらっしゃるとしたら、いろいろその辺りのところを調査していただいて、御選考いただきたいと思っております。以上です。

中村委員： 設置目的及び任務に書いてあることですが、県教育委員会の諮問に応じるということですが、任期2年で、毎回諮問なされてということになるのでしょうか。

坂光文化財課長： 現在は各地域において、それぞれの課題、テーマを定めて、御意見をいただくというような形で会を開催しております。

中村委員： それでは、厳密に諮問があって、答申してみたいなことではなくて、何かもっと身近な課題に対して話題にさせていただくということでしょうか。

坂光文化財課長： はい、そのような方向で進めております。

中村委員： はい、分かりました。

各館アドバイザーは、これは選考基準の1番の博物館利用者というところになると思いますので、私も思ったのは是非利用されている方、当然、任命された後でもいいとは思いますが、そういう考え方で任命いただければと思います。

坂光文化財課長： そのように考えていきたいと思っております。

志々田委員： また新しい委員たちをお願いできればと思いますが、博物館はこれから就学前の子供たちにどう働きかけるか、特にアートであるとか、それから、少し科学的であったり、歴史だったりというものも小さな頃からどう親しんでもらえるのかということが課題になっていくと思いますので、今、小学校の先生とか、それから子供の体験活動を対象とした方たちも入っておられると思います。現に広島県、子供の幼児教育も力入れていまして、幼児教育の先生が、小さなお子さんたちの発達や情操のことについて詳しい先生が入ってくださると力強いかなと思っておりましたので、御参考までに、意見です。

坂光文化財課長： ありがとうございます。そのように検討していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終了します。

報告・協議3 県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進捗状況について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 失礼いたします。資料2ページでございます。

まず、配付しております3点の冊子、内訳は、「小学校用教科用図書」の選定資料、「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において使用する小学校用教科用図書」の選定資料、ホチキス留めのものでございます。もう一つホチキス留めのもの、「学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書」、いわゆる絵本等の一般図書の選定資料、3点、机上に御用意してございます。本日は、令和6年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書選定の進

捗状況について御報告申し上げます。

この3点の選定資料は、4月28日の教育委員会会議において決定されました採択基本方針に示しております観点に基づいて、調査研究を行ったものでございます。義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針は、資料4ページ、5ページに御用意してございますので、後ほど御確認ください。

これらの選定資料は、6月8日に開催した第2回広島県教科用図書選定審議会における審議を経て作成したものでございます。市町教育委員会及び各学校等が調査研究するための参考資料となるものでございます。種目ごとに、調査の観点視点を定めて調査研究を行い、一つの種類の教科書を選定するということとなります。

なお、これらの選定資料は市町教育委員会等の採択権者及び各県立特別支援学校に配付するとともに、広島県教育委員会のホームページでも公開しているところでございます。来月の教育委員会会議では、この後、御説明いたします県立特別支援学校における教科用図書の選定の選定結果及び選定理由について報告し、皆様からの御意見を伺う予定としております。

津村特別支援教育課長： 続きまして、県立特別支援学校小学部及び中学部において、令和6年度に使用する教科用図書選定の進捗状況について御説明します。

資料2ページを御覧ください。これまでに各県立特別支援学校では、資料3ページから5ページの採択基本方針に基づき、校内に教科書選定会議を設置して、選定資料を基に調査研究を行い、教科書を選定し、6月30日までに採択申請書及び選定理由書を県教育委員会に提出したところでございます。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校において、小学校又は中学校に準ずる教育課程を編成している場合は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用します。知的障害のある児童生徒の場合は、主に文部科学省が著作の名義を有する文部科学省著作教科書や絵本等の一般図書を使用します。選定資料は、先ほど義務教育指導課長が御説明した3点でございます。本日は、県立特別支援学校において、令和6年度から使用する小学校用教科書用図書の選定の進捗状況について御報告申し上げます。

資料6ページの上段を御覧ください。特別支援学校では、各障害種に応じた配慮がされている教科書を選定する必要があります。そのため、一番下に示しております種目別の調査研究の観点及び障害種別の調査研究の観点を参考にして、具体的な調査項目を設定し、調査研究を行っております。

各県立特別支援学校における調査研究の参考になるものとして、県教育委員会において障害種別の調査研究の観点を整理し、作成したものが、別にお配りしております「令和6年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において使用する小学校用教科用図書選定資料」になりますので、御覧ください。

具体的な調査項目について御説明します。選定資料39ページの上段を御覧ください。肢体不自由のある児童は、上肢、下肢又は体幹の運動、動作の障害のため、歩行、書写等、日常生活の運動・動作に困難があります。そこで、「肢体不自由への配慮を要する内容等」として、「上肢や下肢の複雑な動きを必要とする内容」を調査研究の観点としました。視覚障害、聴覚障害、病弱についても同様に観点を定め、調査研究を行いました。

このほか、知的障害のある児童生徒が使用し、毎年採択替えを行っております絵本等の一般図書の選定資料についても、本日お配りしております。

今後、各校から提出された選定理由書等について、学習指導要領等に則り、児童生徒の障害の状態等に応じて最もふさわしい内容のものであるかどうかを精査し、教科書の採択を適正かつ公正に実施するよう指導、助言、援助を行って参りたいと考えております。

以上で報告を終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： いつも毎回膨大な資料を御用意いただいて、研究を進めていただいていることがよく分かります。ありがとうございます。

規模的なことなのかもしれませんが、この選定資料の中で、例えば国語に関しては三つの出版社の名前が上がっていますが、小学校の国語については日本で教科書検定を受けている会社は、三つしかないという理解でよいのでしょうか。

立田義務教育指導課長： そのとおりでございます。

中村委員： 対象の教科書を拝見させていただきましたが、デジタル機器の活用に向けた工夫をそ

れぞれされておられると思いますが、デジタル機器で表示されるような内容と、教科書の検定の中身とはちょっと直接関係ないと思いますが、この選定資料上はデジタル、そういった面、二次元コードを読み取って、活用できる状態についてはどのように考慮されているのでしょうか。

立田義務教育指導課長： お手元の小学校用の教科用図書の例えば131ページを御覧ください。家庭科のページになりますけれども、一番上の東書の箱を見ていただくと、四つ目の白丸、基礎的・基本的な知識及び技能の定着等のため、デジタルコンテンツが使用可能な部分にはDマークが記載されており、二次元コードによりウェブ上にご覧いただけますようにデジタル教材がどのように展開されているか、この点についても調査研究してございます。

菅田委員： 以前、学校訪問で特別支援学校に行かせていただいたとき、デジタルが非常に有効だということを開きまして、その当時はまだ端末が全部足りていなかったのですが、現在は十分に普及しているのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 各学校それぞれ授業で生徒が個人で持って、使うこともできます。各授業でも使っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終了します。

報告・協議4 広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について

平川教育長： 続きまして、報告・協議4、広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について、津村特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

津村特別支援教育課長： 広島県立特別支援学校における医療的ケア児への通学支援の試行実施について御説明いたします。

県立特別支援学校の生徒等のうち本事業の対象となる生徒等は28名で、このうち19名の保護者が本事業の利用を希望しています。このたび3名について、訪問看護ステーションやタクシー会社との契約の締結が完了し、試行実施を開始しております。

1ページ、1、試行実施を開始した学校を御覧ください。令和5年7月6日木曜日に広島特別支援学校で1名、7月10日月曜日に福山北特別支援学校で1名、7月12日水曜日に福山特別支援学校で1名開始しました。既に公表している内容では、福山特別支援学校1名の開始を7月10日月曜日としておりましたが、7月12日水曜日の開始となりました。このうち2名についてはマスコミからの取材もございました。その他の16名の生徒等につきましては、現在、各種調整手続を進めているところでございます。また、現在、今後の施策を検討するために学校や保護者を対象にアンケートを実施しているところでございます。引き続き、ニーズに応じた通学支援が実施できますよう、学校等と連携を取りながら取り組んで参ります。

以上でございます。御審議、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして御質問、又は御意見がございましたらお願いいたします。

近藤委員： 試行実施ということですが、大体どれぐらいの期間を試行的に実施するのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 目途としましては、おおよそ3か月ぐらいと思っておりますが、回数にして、片道を1回と数えまして、48回分ということで計画しております。

志々田委員： 試行実施ということで、うまく運用できるようであれば御家族の御負担とか御本人の不安みたいなものを解消できると思いますが、1週間実施した上での率直な効果というか、御感想というか、そういったものがあれば、アンケートとは別に反応等があればお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

津村特別支援教育課長： 保護者の声としては、片道だけでも、朝だけでも連れていってくれたら助かるという声も伺っていますし、学校としてもできることはやりたいという校長の声も聞いております。まだまだデータが少ないので、これからアンケート等々、いろんな声を聞きながら何ができるのか検討したいと思っております。

中村委員： 保護者の負担が減るといふようなところで意義深いというか、いい制度だと思っておりますが、問題点等出てくることがあればそれを踏まえながら制度の導入に向けて予算等も必要になるとは思いますが、次回、御報告いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

細川委員： 16名の生徒については今からだといいのですが、こういった通学支援をするときに、訪問看護ステーションの方というのは専門家でいらっしゃるの、いろいろと研修を積

まれていると思いますが、例えばタクシー会社の方などにはどのような働きかけをされているのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 看護師は子供と日頃から接している方を保護者の方が選ばれるということもあります。タクシー会社につきましても、タクシー会社、保護者、学校が三者で契約をしておりますので、この三者で十分に子供の状態、あるいは道順等々、打合せをした上で契約を結ぶことになりまして、実施に時間がかかるというのもこういうことが原因でございます。しっかり保護者と子供の状態等とを連携しているというのが原因でございます。

細川委員： 状況によっては細心の注意を払わなければならない子供もいると思いますので、しっかりその辺りのところを各関係者が研修、訓練を積んで、心配のないようにしていただきたいと思います。以上です。

津村特別支援教育課長： また今の御意見等を踏まえまして、学校ともしっかり連携を取って参ります。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴人の方は御退席のほどをお願いいたします。

(13:41)

【非公開案件】

第1号議案 令和5年度メイプル賞の受賞者について

令和5年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(13:50)

広島県教育委員会会議録

令和 5 年 8 月 1 0 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和5年8月10日（木） 13：00開会

15：30閉会

1 出席者

教育長	平	川	理	恵		
委員	細	川	喜	一郎		
	中	村	一	朗		
	志	々	田	ま	な	み
	近	藤	い	ず	み	
	菅	田	雅	夫		

2 出席職員

教育次長	池	田	克	輝	
管理部長	江	原		透	
学びの革新推進部長（兼）教育センター所長	阿	部	由	貴	子
理事	榊	原	恒	雄	
総務課長	杉	本	真	一	
秘書広報室長	糸	崎	誠	二	
施設課長	渡	辺	誠	一	
学校経営戦略推進課長	沖	本	勝	豊	
高校入学者選抜制度推進課長	今	川	浩	之	
義務教育指導課長	立	田		晃	
高校教育指導課長	小	野	裕	之	
特別支援教育課長	津	村	真	一	郎

3 欠席職員

乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重	森	栄	理
---------------------	---	---	---	---

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第 1	会議録署名者について	1
日程第 2	第 2 号 議 案 広島県教育委員会規則の一部改正について	1
日程第 3	報告・協議 1 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について	2
日程第 4	報告・協議 2 令和 5 年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	5
日程第 5	報告・協議 5 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について	8
日程第 6	報告・協議 6 令和 6 年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	13
日程第 7	第 1 号 議 案 知事の専決処分に対する意見について	16
日程第 8	報告・協議 3 令和 6 年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について	16
日程第 9	報告・協議 4 令和 6 年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について	16

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は、会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、細川委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。
本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、内部検討を行う案件であり、報告・協議3及び報告・協議4は、成案となる前の内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに意見はございますか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、報告・協議3の令和6年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、報告・協議4の令和6年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案、報告・協議3及び報告・協議4を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 広島県教育委員会規則の一部改正について

平川教育長： それでは、第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について、津村特別支援教育課長、説明をお願いいたします。

津村特別支援教育課長： 第2号議案、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明いたします。
「要旨」を御覧ください。令和5年5月12日の教育委員会会議において、廿日市西高等学校を活用した廿日市特別支援学校の教育環境整備について、分校を設置することが決定されました。本日の議案は、令和6年度から供用開始となる廿日市西高等学校内に設置予定である廿日市特別支援学校の分校に係る広島県教育委員会規則の一部改正を行うものでございます。

「2 分校の名称」を御覧ください。分校の名称は、広島県立廿日市特別支援学校阿品台分校といたします。理由としましては、現在の特別支援学校の校名は基本的に市町名、所在地の名称を使用しており、また、同じ市町に複数設置している場合には、地域の名称に加え、相互の位置関係を示す方位等を付しております。廿日市特別支援学校の分校名につきましても、他の特別支援学校と同様に、所在地である阿品台を使用した名称とするよう考えております。また、地域名である阿品台を名称に用いることで、地域住民からの理解を得られやすく、県民が所在地等をイメージしやすいものと考えております。

続きまして、この教育環境整備に伴う所要の規則改正について御説明いたします。

「3 改正の内容」を御覧ください。広島県立特別支援学校学則の一部改正においては、別表の廿日市特別支援学校の項に阿品台分校を追加いたします。また、広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正においては、別表の廿日市特別支援学校の項に阿品台分校を追加するとともに、高等部については、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害を2以上併せ有する場合、いわゆる重複障害生徒については本校に就学すること、それ以外の生徒については分校に就学することを定めております。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

- 中村委員： 阿品台分校ということで、これはこれで分かりやすいと思うのですが、素朴な疑問として、廿日市西高等学校の中に設置されるということになります。廿日市西分校というような名称は検討されなかったのかどうか、むしろあえて違う名称にしたほうがいいのかという御判断だったのか、その辺りの議論がもしされていれば教えていただけますか。
- 津村特別支援教育課長： 議論の中で、様々な可能性がありまして、廿日市西というものも出て参りましたが、やはりこれまで決めてきた原則に倣って、地域名というのが分かりやすいだろうということで、阿品台と決定いたしました。
- 中村委員： 廿日市高校があって、廿日市西高校がある。廿日市の西といえば廿日市西でもいいのかなとも思いましたが、あえて廿日市西高校と違う名称のほうがいいのかということですか。
- 津村特別支援教育課長： それも議論しました。やはり同じではない方がいいだろうと議論をいたしました。
- 細川委員： 3について、上の学則は1月1日施行ですが、2の規則については4月1日ということで、時間差がありますが、これが同日でないというのは何か理由があるのですか。
- 津村特別支援教育課長： まず、学則について、これは学校を供用するに当たっての準備期間が必要ということで、1月1日にしております。それから、実際に受入れをするのが4月1日からであるため、4月1日ということになっております。
- 志々田委員： 反対とか、そういうことではないのですが、阿品分校でもいいような気がしますが、阿品台というのはあの団地の高くなつたところが阿品台というのは知っていますが、あの一帯、地域は阿品と分かっているので、阿品でもいいような気がしますが。
- 津村特別支援教育課長： 阿品は海沿いまで広い範囲になりますので、やはり学校がここだと分かるのは阿品台だろうということで結論づけました。
- 平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。
それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 1 公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 1、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について、渡辺施設課長、説明をお願いいたします。

渡辺施設課長： それでは、公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査の結果について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。「1 要旨」にございますように、この調査は、例年、文部科学省において行われるもので、本年4月1日現在の調査結果が先般8月8日に公表されたことを受けまして、本県の状況を取りまとめたものについて御説明させていただきます。

まず、校舎などの構造体の耐震化でございます。下の表を御覧ください。本県におきます学校種別ごとの調査結果を記載しております。耐震化はほぼ完了しておりますが、耐震性がない構造体として、小・中学校で6棟、幼稚園で5棟が残っております。ちなみに、昨年度は、小・中学校が11棟、幼稚園が9棟ということでございました。

2 ページを御覧ください。公立小・中学校の耐震化未完了の市町ですが、上の(2)の表のとおり、呉市、福山市、江田島市となっており、それぞれ耐震性がない棟数は4棟、1棟、1棟となっております。

次に、公立幼稚園の耐震化未完了の市町でございますが、下の(3)の表のとおり、福山市のみとなっております。耐震性がない棟数は5棟となっております。

これらの耐震化未完了の市町の今後の見込みについてですが、こちら、3ページを御覧ください。公立小・中学校につきましては、上の(4)の表のとおり、呉市は、耐震性がない4棟のうち3棟は令和5年度末までに仮設校舎への移転により未使用化し、残り1棟は耐震補強工事を令和6年度末までに完了させる予定となっております。福山市につきましては、新校舎の移転改築工事を令和5年度末までに完了させる予定となっております。また、江田島市につきましては、令和7年4月1日の統合を目標とし、令和

6年度末までに統合による未使用化を目指しておるといふうに伺っております。

公立幼稚園につきましては、下の（５）の表のとおりですが、福山市は今年度中に整備手法、その実施年度を決定予定となっております。

なお、福山市につきましては、昨年度、耐震補強設計を行った園につきまして、補強量が想定よりも非常に多いことが判明いたしまして、工事期間超過による幼児への影響や工事費の増嵩が見込まれたことから、今年度、整備方針の変更を含め検討するということになりました。

４ページをお願いいたします。３の屋内運動場等のつり天井等の落下防止対策でございます。表の１段目にありますように、公立小・中学校のつり天井を有する屋内運動場等10棟のうち、落下防止対策を実施済みが６棟、未実施が４棟という状況となっております。

次に、４の屋内運動場等のつり天井等以外の非構造部材の耐震点検、耐震対策でございます。表の１段目でございますように、耐震点検実施済みの公立小・中学校は680校、点検実施率は100%でありまして、点検の結果、対策不要又は対策実施済みの学校は382校、56.2%という状況でございます。

最後、５ページになりますが、５の市町に対する働きかけということで、これまで県教育委員会では、早期の耐震化完了の着実な実施を市町に対して働きかけてきたところでございますが、今後も関係市町に対しまして、できるだけ早期に耐震化が完了するよう働きかけを引き続き行うとともに、耐震化完了予定年度に向けた対策の進捗状況等を随時確認して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

平川 教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田 委員： 福山市の幼稚園の耐震化について、もう少し詳しく説明していただけますか。

渡辺 施設課長： 昨年度、実施設計を行ったところ、予定より対策工事が多くなることが見込まれ、対策費用もかなり多くなるということが見込まれましたことから、全体的に再度検討をし直そうということで伺っております。

志々田 委員： つまりシミュレーションしてみたら、想定以上に費用がかかるようになってしまったので、もう一度策を練り直さなければならない状況になっているということでしょうか。

渡辺 施設課長： おっしゃるとおりでございます。補強量がかなり多く見込まれることによって、その分、財源がかなり高くなると、範囲等も含めてその辺りを再度検討しようということでご伺っております。

志々田 委員： 子供の命に関わることなので、耐震強度のない建物で子供たちを預かるということがどういうことなのか、この数字だけを見ると危機感がないといつも思ってしまう。引き続き強く早期化をお願いしていただきたいと思えます。

もう一つ、これは公立の小中高の話ですけど、私立も結構な数だと思いますが、私立の耐震改修については、もちろん教育委員会が関与することではないと、私学なので違うとは思いますが、こういった調査は実施しているのでしょうか。

渡辺 施設課長： 私立学校施設につきましても、公立学校施設と同様に、文科省で毎年４月１日現在の状況について調査を行っておりまして、大体夏ぐらいに公表しているということでございますが、本年度はまだ公表となっております。

また、広島県の状況では、対象となる棟数が全部で651棟数でございます。そのうち耐震化が終わっているものが610、耐震化がまだのものが41、率で申しますと93.7%という令和４年の状況でございます。

志々田 委員： ありがとうございます。それはホームページ等で私立の各建物の状況を、公立学校と同じように公表はしているのでしょうか。

渡辺 施設課長： 公表してあると聞いております。

細川 委員： 毎年耐震化のことについては御報告いただいておりますので、ありがとうございます。ただ、100%になかなかならないところもありますが、御事情いろいろあるとは思いますが、最終いつまでに完了すべきというような目標はあるのですか。

渡辺 施設課長： いつまでというのはありませんが、できるだけ早期にということでご考えております。

細川 委員： 先ほどの福山の例もありますが、非常に費用がかかるとか、困難な工事であるとか、作業員不足であるとか、いろいろな事情があるとは思いますが、100%にならないところはしっかり調べていただいて、しっかりスピードアップしてやっていただくべきものではないかと思っておりますので、この点はよろしくをお願いいたします。

渡辺 施設課長： 小・中学校につきましては、呉市、福山市では、工事は進んでおりまして、そちらに

書いてありますように、完了予定年度も本年度、来年度となっておりますので、この辺りは大丈夫かと思っております。あと、江田島市は、統合を目標としておりますので、そこは調整が必要と思っております。福山の幼稚園については、今年度、改めてというところがありますので、ここはしっかりヒアリングをさせていただきながら状況を見極めていきたいと思っております。

細川委員： それから、(4)のところで、呉市の場合は、2校3棟は未使用化の予定ということですが、未使用化になると、今回の数字から外れるのでしょうか。

渡辺施設課長： 未使用化というところもありますので、それでしっかり耐震性のある校舎で過ごすこととなりますので、新たな施設で計上することとなります。

細川委員： ということは、建物はそのまま残ったままで、使わないから外れると理解してよろしいですか。

渡辺施設課長： 申し訳ございません。建物を残すかどうかは確認しておりませんが、その建物を使用せずに、新たに別の校舎で過ごされるというので、耐震化のほうが完了していくことになっております。

細川委員： 確かに使わなければ当面は問題ないと思いますが、大きな地震が来たときに崩れ落ちる可能性があるのでは、人的被害はなくても物的被害も予想されます。そういう意味では、使わないから数字から外すというのも理解はできますが、未使用化された施設の後々の状況について、調査は行われるのでしょうか。

渡辺施設課長： これは文部科学省が所管する調査ですが、そういった調査は実施することにはなっておりません。

細川委員： 調査しなくてもよいということは理解しますが、道路の横にある校舎が例えば倒壊して通行人に被害が出たとか、色々なことが想定されますが、未使用化になった場合、更地になったのかならないのかを確認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺施設課長： 文部科学省の調査ではありませんが、私どもで市町に伺って参りたいと思います。

細川委員： ありがとうございます。

それから、3のつり天井等の落下防止対策というのは、今回のこの耐震化に対する耐震化率というものにははまらない別枠のものなのでしょうか。

渡辺施設課長： 最初にありました構造体のほうの耐震化ということであれば、この率からははまらない部分になっております。

細川委員： そういうくくりであるということは理解しますが、先ほどからここで議論をされているように、つり天井がひよっとしたら落ちてくるかもしれない状況を早急に対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

渡辺施設課長： おっしゃるとおり、早急に対応すべきものだと考えております。まず建物の構造体から優先的に進めておられると聞いており、こちらでまだ対策、実施ができていないところも順次対策を取っていくと聞いております。

細川委員： 特に県教育委員会で主導的に行っていただけたところについては、まずもってやっていただきたいと思いますが、小・中学校についても随時指導していただいて、早く落下防止対策を取っていただくようお願いしたいと思います。以上です。

菅田委員： そのつり天井に関してですが、東日本大震災であれが落ちて建築基準法が変わったのですが、つり天井を有しているところは、つり天井自体を外すという対策と、それから構造体につなげて応急対策する、この二つあると思いますが、まだ外してもないところもあるということなのでしょうか。

多分対策を取ろうとすると莫大なお金がかかるのですが、外すだけならそんなに費用がかからないと思うので、外すだけでも早くやるように指導されたいかとは思いますが、いかがでしょうか。

渡辺施設課長： 順次対策のほうは取っていかれると聞いておりますので、その辺りも含めて話をさせていただきたいと思っております。

菅田委員： 今申し上げたのは、私ごとですけれども、うちの会社でも取りあえず外して危険がないようにして、その後、応急対策はまだやっていないという建物もありますので、緊急措置だけは早くにやられたほうがいいかなと。

渡辺施設課長： 市町のほうに働きかけて参りたいと思っております。

中村委員： 毎年このフォローアップの調査の結果、御報告いただいている、耐震化未完了の件数も、早いか遅いかはともかく、着実に減少してきて、完了予定年度ももう見えてきている状況だと思います。ただ、未完了で、万が一のときには命に関わるケースもあり得るということで、完了するまでに事故がないことを祈る気持ちです。

何件かまだ未完了の物件があったり、あるいはつり天井等の落下防止対策がなされていない施設が現に使われているわけですが、以前も質問したことがあると思うのですが、各施設の状況を児童生徒や地域で共有されているのでしょうか。

渡辺施設課長： 耐震診断を行って、市町において、耐震性がない学校、建物については、市町のホームページで公表されていると聞いております。

中村委員： 一応児童生徒や保護者、住民にとって分かる情報ということですが、広く生徒に周知するということはないのでしょうか。

渡辺施設課長： それ以上、どのような形でということまでは把握しておりません。

中村委員： 地震が起きたとき等の避難の仕方とか、そういったことが変わってくるのかこないのか、ちょっと分かりませんが、そういう情報を共有することによって、もし万が一のときの被害が軽減できるといったようなことがあるのであれば、是非そういった対策も耐震化が終わるまでにはやっていただきたいという気持ちです。よろしく願います。

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 2 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 失礼いたします。報告・協議 2によりまして、令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果の概要について御説明いたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。本調査は、令和5年4月18日に小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象に実施されております。

3の「教科に関する調査の結果」を御覧ください。今回出題された学習内容について、小学校は、国語及び算数において平均正答率が全国を上回っております。また、中学校は、国語において平均正答率が全国と同程度、数学及び英語において全国を下回っております。

なお、資料1ページの下部分にございますように、中学校英語の話すことの調査結果につきましては、令和5年8月21日月曜日に文部科学省から結果が提供されます。同日17時に県全体の平均正答率及び問題別正答率、4月18日の当日実施と期間内実施、4月18日から5月26日の間に実施された学校のものを含算したものを広島県教育委員会のホームページに掲載する予定でございます。

各教科の結果の詳細については、めくっていただきまして、2ページ以降に各教科における正答数の分布グラフであったり、内容別の平均正答率、正答率の上位2問、下位の2問をお示ししてございます。また御確認ください。

今回、全国平均を下回った中学校の数学につきましては、一定の割合の生徒において、資料ございませんが、例えば自然数にゼロは入らないであったり、点と平面の関係、同一直線上にない三つの点が決まれば平面が確定する、そういった基礎的な知識に関するところに弱いところが見られました。あるいは計算力等に課題が見られました。このことから、改めて本県では、基礎・基本の数学の徹底がなされているかをしっかり見直していく必要があると考えてございます。例えば1年生で習ったことを繰り返し押さえたり、今、御紹介したのは1年生の学習内容でございます。進路ごとに課題を用意したり、生徒自身が計画を立てて個別の学習課題に取り組む、そういった指導の充実に学校を挙げて取り組む必要があると考えてございます。

また、同じく全国平均を下回った中学校の英語でございます。3技能、「聞く」、「読む」、「話す」、今回実施して、もう公表されてございますけれども、とりわけ書くことの領域の正答率が最も低く、課題が見られました。調査後に生徒質問紙調査を行ってございますけれども、6割以上の生徒が、書く内容は思い浮かんだけれども、その内容を表現する英語が思い浮かばなかったと回答してございます。そういった必要な英語の知識をしっかりとつける、そういった指導を重視する必要があると考えてございます。

資料に戻ります。5ページを御覧ください。その英語でございます。本県の正答率が全国平均を下回った中学校の英語の問題から、特に課題が見られた問題について御説明いたします。

設問の8となります。書くこと、社会的な話題に関して読んだことについて、考えと

その理由を書くという問題です。平均正答率が本県は18.9%、全国は19.5%でした。簡単に申しますと、本設問では、社会的な話題として、レストランなどで活躍するロボットが題材となっております。ロボットは、人間の生活をよりよくするというこの書き手、左側の文章の意見に対して、自分自身の考えを理由を添えて書くという設問となっております。

資料中段の回答類型とその反応率を御覧ください。誤答、子供たちがどういう間違えをしたかを示した表でございますけれども、類型の4が最も30.5%で多いものでございます。類型の4、下の表を見ますと、条件1を満たし、条件2を満たさない、意見は書けているが、理由が書けていないという状況がございました。

こうした力を生徒につけるために、授業の中で生徒一人一人の「聞く」、「読む」、「書く」、「話す」といった実際の言語活動の時間をしっかり確保するということが不可欠であると考えてございます。例えば書く活動を行う際には、実際に書き始める前に、その話題について自分の考えを簡単な英語で伝え合ってみた上で書き始めるといった複数の領域を統合した言語活動を行う。あるいは日頃から英語で聞いたり読んだりした内容について、聞いて読んで終わりではなくて、賛成、反対といった立場を示しながら自分の意見を述べる。あるいはその意見の理由を述べる。そういった活動を充実させていくことが必要であると考えております。

本県では、今申しましたような英語の言語活動を充実させるため、本年度からオンライン教材、「スタディギア」、英検と連携協定を結んで用意したものでございますけれども、これを県内全ての公立中学校生徒7万人に無料で使用できるように提供してございます。1人1台端末を活用するという考えです。

また、生徒の英語力を客観的に把握し、さらなる指導改善を推進するため、本年11月中を目途に、話すことの調査を独自に実施することとしてございます。全国調査の結果に加えてそういった独自の調査の結果を分析しながら、県独自の取組を進め、生徒の英語の力を着実につけていけたらと考えてございます。

さらに、英語以外、英語も含めて、調査を実施した全ての教科について、現在、調査結果の詳細な分析を行っているところでございます。9月下旬を目途にオンラインで先生方を対象とした授業改善に係る研修を実施していく予定でございます。

また、数学については、継続した課題となっておりますので、10月にそういった研修会に加えて特設のオンライン研修を実施していく予定でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

菅田委員： 県という大きいくくりで小学校は全国平均を上回っているということですが、市町村別では全国平均より下回ったところというのはどれぐらいあったのでしょうか。

立田義務教育指導課長： 実は、こちらには用意しておりませんが、公表資料の中に、市町の教育委員会の御了解の下に、市町別の結果も全て公表してございます。例えば今回結果が悪かった英語については、ほとんどの市町がそれぞれ全国平均を下回っていたということでございます。全国平均を上回る、あるいは同程度であった教科については、もちろんそれよりも上にある市町もあれば下にある市町もございます。ただ、1点、留意しないといけないのは、子供の数が割と市町によって違うといったところと、あと、対象学年、傾向によって結果が一樣に比較できないため、まずは結果をしっかり分析していただき、一人一人の子供の力をつけていただくということで、そういうような対応を市町にお願いしたいというところであります。

志々田委員： 英語がニュースで話題になりましたし、思いのほか難しいことをやっているということは、ヒアリングもそうでしたし、ライティングについても難しいことをやっているのので、先生方の御指導、大変なのだろうなと思っておりますが、さっきタブレット教材とは、どのような教材なのでしょうか。

立田義務教育指導課長： 4領域全てカバーしてございまして、自動採点機能を有しております。特徴は、「話すこと」に関する機能を持ってございまして、子供たちが吹き込んだものに対して一定程度の採点をしてくれる。また、子供たちが自分の学習の進度に合わせて選べる、あるいはその進度に合わせた問題が提示されてくるというところも特徴で、個々の進度に合った学習ができるということが良いと思っております。もう既に4月に全て配付し終わりました。現在、各学校で活用していただいていると、そういう状況でございます。

志々田委員： 反復でやるのが語学は特に大事だと聞いたことがあるので、そうやって取り組んでおられると思いますが、どれぐらい利用しているとか、他のものをお使いになられてい

る市町もあると思いますが、県教委で市町の活用状況を把握されているのでしょうか。

立田義務教育指導課長：ありがとうございます。そういった、こういった使用状況というのは確認をしようと思っています。広島市も含めて、今、御活用いただいておりますし、市町によっては御自身で独自に用意されている教材があるところもありますが、それはもう並行して使っていただくということで御理解いただいております。

中村委員：中学校の英語と数学が全国平均と比べて残念な結果になっていますが、英語については御指摘もありましたが、小学校6年生のときには全国平均を上回っている一方で、中3になると下回っているのが結果ですよね。これから分析をして、また対策ということになると思うのですが、中3の結果で見ると、領域別に見ても全て全国平均を下回っているということですので、何らかしかり対策を打っていく必要があると思います。今日の時点で何かあればお願いしたいと思います。

立田義務教育指導課長：失礼します。質問紙調査というものが別途ございまして、子供たち、中は2万1,000人ないし小は2万3,000人程度が答えるものなのですが、いろいろな自分の考えを持ったりとか、あるいはそれを表現するのは全国平均よりも高い結果を示しております、「学びの改革」で自分の考えを持つ、表現するというところに取り組んできた成果だと思っています。

一方で、先ほど説明したように、特に数学は、基礎的なところの学び直しというか、繰り返し学ぶというところが少し不十分かなと思っておりまして、教員を対象とした研修をしっかりとやって、先生方に意識していただいて、この結果を改善していきたいと考えてございます。

近藤委員：先ほど中学校の英語で、割と発展的なところも含めて、今後、どうやって改善していくかというお話、お伺いしたのですが、数学のほうは基礎的なところに問題が見られたというところなのですが、英語において、基礎はしっかりできているということでしょうか。

立田義務教育指導課長：我々の認識として、学校訪問等で授業を見る限り、英語の基礎・基本の定着も、先ほどの実社会、実生活での会話を意識した言語活動、両方をやっていく必要があると考えてございます。

もう一つ大事なものは、やっぱり英語を使う意義というか、意欲を持たせるということで、ここにはお示ししておりませんが、プラットフォーム事業ということで、海外の学校とオンラインで結んで、試験的に今年度は5校の中学校で第二外国語に英語を選択している国の中学生と県内の中学生を結んで、英語を楽しむというところも大事にしながら、意欲と基礎・基本と応用ということで進めているところでございます。

細川委員：正答数棒グラフを見ても、中学校の数学が大体なだらかなカーブ、それから、英語はこういったカーブになっておりますが、ここで課題が見られた問題ということでわざわざ取り上げていただいたこの問題ですよね、先ほども御説明がありましたが、こういうものに対して生徒が正答率を上げていくためには一番何が重要だと感じておられるのでしょうか。

立田義務教育指導課長：二つあると考えてございまして、一つは、先ほど申しましたように、1年生で学習する内容で、やっぱり教えたままになっているのではないかと、基礎的、基本的な知識について、それぞれの領域について、やはり何度も振り返って学ぶ場面を設けるということと、もう一つ大事なものは、子供たちが自分自身の勉強の計画を立ててやる力をつけるというところがございますので、いろんな視点からノウハウを数学の先生方に伝えていきたいと思っています。10月に予定している数学の先生方を対象とした研修は、一つ一つの問題を取り上げながら、こういった問題を解く力をつけるにはどうしたらいいかということ指導主事と先生方で協議をしながら研修しようと思っています。

細川委員：ありがとうございます。

私たちの子供の頃と違って、最近はいろんな場面で外国の方と触れ合うこともできますし、外国語に接することもできる。先ほど言われましたやり方もあるというようなことで、非常にその辺りのところを利用しながら、英語の力をつけていく。なぜ英語を勉強しなきゃいけないのかというのは、昔は外国の人と接しないと外国語を使う機会がなかったもので、なかなかそういうチャンスがなかった。今の子供たちはやはりそういうチャンスを生かすことができると思いますので、いろいろな場面で御指導に生かしていただければと思います。

この問題を解くに当たっては、英語をただ単に使えるのではなくて、いわゆるその基礎にある、自分の考えを書いて、その理由も書くということになると、ある程度国語力

的なところも英語力の中に基礎として必要ではないかと思いますが、国語は割合よくできているというところで心配しておりませんが、そこが英語にどのようにタイアップさせていけばいいのかという所について教えていただければと思います。

立田義務教育指導課長： 委員おっしゃっていただいたとおり、英語の問題である前に、論理的に自分の考えを表現する力がついてないと解けない。ある意味、掛け算というか、そのできる割合とできない割合の掛け算でやっぱりこういう結果になっているのかとちょっと思っています。国語の力はそれぞれ国語科で頑張っているの、要は英語としての基礎的な知識とか使い方というのを実際に言語活動の中で、実社会をイメージして、例えば外国のお客さんに日本のよさを伝えようとか、そういった場面をきちんと設定をして使ってみて、あるいはALTの方に聞いていただいて、ちゃんと伝わってよかったという場面をつくっていく。そういった取組で改善していくと考えております。

細川委員： ありがとうございます。

英語にすごく親しんでいる生徒は、あまり頭の中で加工しなくても会話がすぐに出てくるかもしれませんが、慣れてない段階では、まず頭の中で日本語で組み立てて、それを英語化するというような段階になっていくのかなというようにも思いますが、そういうところを常日頃から考える癖とか表現する習慣を身につけるために、いろいろな先ほどおっしゃったようなことをチャレンジさせていただければと思います。以上です。

立田義務教育指導課長： ありがとうございます。実際に先ほど御紹介したプラットフォーム事業も、先日、指定校が実際の子供の様子を交流したところですが、やはり伝わってうれしかったという場面で、かなり子供たちも意欲が高まっていて、我々も手応えを感じております。そういった指定校の取組であるとか、5ラウンドという何度も何度も言語活動にしっかり時間を取るとい、いろんな指定校事業に取り組んでおりますので、その研究成果を全校で共有して参りたいと考えてございます。

細川委員： それから、もう1点だけ、課長おっしゃいました学習状況調査の内容なのですが、例えば小学校の児童質問紙の36番には、学級の友達との間で話し合う活動を通じて自分の考えを深めたり広げたりすることができていますかという質問があって、すごくこれ気になったのですが、先ほどのお話の中で十分できているというお話をいただいたのですが、質問紙の中で気になるところはありましたか。

立田義務教育指導課長： コロナが終わった直後は子供たちの特に自己肯定感であるとか、心の安定に係る質問について、少し数値が下がった時期がございました。軒並みそれ全て現在回復をしております。とりわけ我々が注目しているのが、小学校も中学校も質問紙アンケートの同じ問いがそれぞれ全国平均を上回ってございまして、その一番が、困り事や不安があるときに先生や学校にいる大人にいつでも相談できますに、「はい」と回答してくれた児童生徒、広島県が72.3%、全国が68.5%ですので、全国を3.8ポイント上回ってございます。これは小学校。中学校のほうは、同じ質問で、広島県が72.1%、全国が66.4%、5.7ポイント上回っております。広島県が子供たちの心に寄り添う教育をやっていくって取り組んできた先生方のおかげだと思っております。そういうことをしっかり還元して、先生方のやっぱりモチベーションを上げながら取り組んでいきたいと考えてございます。それぞれまた課題が見られる質問項目については、その原因を把握して、学校と共有していきたいと考えてございます。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

以上で本件の審議を終わります。

報告・協議5 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について

平川教育長： 続きまして、報告・協議5、新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について、今川高校入学者選抜制度推進課長、説明をお願いいたします。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 失礼いたします。それでは、報告・協議5によりまして、新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について御報告をいたします。

資料の1ページを御覧ください。「1 はじめに」の2段落目に記載をしておりますとおり、この度、令和5年度の高等学校入学者選抜を新しい制度の下で初めて実施したことを受けまして、関係団体等からの意見聴取の結果等を踏まえ、新制度に係る成果と課題について整理をいたしました。

新しい入学者選抜制度のポイントを改めて申し上げますと、主体的な志望校選択の実

現、調査書の簡素化、入学者選抜に係る期間の短縮及び受検者全員に自己表現を実施、というこの4点となっております。

「2 関係団体等に対する意見聴取」について、本年5月から6月にかけて、公立高等学校長、公立中学校長につきましては、それぞれの校長会を通じ、意見の取りまとめを依頼し、市町教育委員会に対しましては、個別に意見照会を行いました。また、公立高等学校第1学年の生徒に対しましては、この度、新しい取組となりました自己表現の実施に関する事項に限ってではございますけれども、アンケート調査を行ったところでございます。主な意見と県としての考え方や対応、生徒アンケート回答の概要につきましては、資料の5ページ以降に記載してございますので、また御覧いただければと存じます。

それでは、2ページを御覧ください。「3 成果と課題」について、四つの改善ポイントごとに成果と課題を整理してございます。主なものについて御説明を申し上げます。

(2) 調査書の簡素化について、成果といたしましては、調査書に記載する内容を学習の記録、評定のみといたしまして、欠席日数や教員による所見欄を削除するといった簡素化を行ったことや、学習の記録につきまして、第3学年を3倍とする重み付けを行ったことによりまして、選抜の透明性、客観性が高まるとともに、中学校の途中段階まで成績が不振であったり、欠席日数が多かったりした生徒にとっても、高校進学段階における状況を適切に評価することで、進路実現を支援する一助となったものと考えているところでございます。

また、3ページでございますけれども、(4) 受検者全員に自己表現を実施したことにつきましては、受検者それぞれが自らを見つめ直し、自分なりの工夫をして、多彩で個性的な自己表現が実施されたものと捉えているところでございます。3ページ下段の枠囲みの中に関係団体等からの主な意見を記載してございますが、成果といたしまして、高等学校からは、受検者ごとの人となりや個性を知ることができ、全体として多彩で良かった、中学校からは、自己を見つめる機会となった、各教科等の授業とも関連して表現する指導が意識して行われるようになったといった声が寄せられております。また、アンケートに回答してくれました高等学校第1学年生徒の9割以上が、自己表現について、自分なりに表現することが十分にできた、又はそれなりにできたと回答をしてくれておりまして、今までの自分を改めて振り返って整理することで、自分について再認識することができたと感じたといった声もいただいているところでございます。こうしたことは、子供の自己認識、自己開示、自己表現、自己実現に対する理解や自己開示ができる安全な環境づくりが大きく進み、こうした環境の中で子供たち自身に、自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力が身に付いてきたことの現れであると考えておりまして、このことが何よりも大きな成果と捉えているところでございます。

一方で、改善すべき課題もあるものと捉えているところでございまして、引き続き、関係機関との丁寧な連携を図りつつ、可能なものにつきましては、令和6年度入学者選抜から速やかに改善してまいりたいと考えてございます。

資料の4ページ、成果と課題を踏まえた「4 今後の改善について」を御覧ください。まず、新制度における一次選抜の第1日の時程につきまして、5教科の一般学力検査に加えて自己表現カードの記入を実施してございましたため、長時間の時程となりまして、受検者及び入学者選抜を実施する高等学校に負担となっている旨の意見があったことを受けまして、一次選抜第1日の時程を短縮し、受検生及び高等学校の負担軽減を図るため、令和6年度入学者選抜から自己表現カードの記入の時間を現行の30分間から15分間に短縮して実施することとしたいと考えてございます。

また、自己表現カード自体の意義につきましても意見が多数あったことも踏まえまして、カードの廃止や提出方法の変更等も含めて、継続的に検討してまいりたいと考えております。

次に、自己表現におきまして実施いたしました質問につきまして、複数の検査場で公正公平な評価が担保されるよう、研修において質問を例示していたところでございます。その結果といたしまして、各検査場で行われた質問の内容が画一的なものとなり、質問されて戸惑った受検者がいた旨の意見等がございました。このことから、受検者の自己表現をより一層引き出し、自己表現の充実を図るため、自己表現の質問の在り方について、改善を図りたいと考えております。

また、一次選抜の日程の在り方につきましては、公立・私立高等学校全体の入学者選抜に係る期間を更に短縮する観点など、様々な立場の意見を踏まえ、総合的に判断する

必要があることから、関係者と連携しながら継続的に検討してまいりたいと考えております。

今後は、引き続き各高等学校における自己表現の研修の充実や、中学校、保護者等に対する新制度の丁寧な周知、関係機関との連携等を図ることで、よりよい公立高等学校入学者選抜の実施に努めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 新しい制度に慣れるまでにはたくさんの不安や疑問が湧くというのがこの取りまとめでいただいたものを読むとよく伝わってきました。

生徒、保護者もそうですけど、これって本当に良い制度なんだろうか、何のメリットがあるんだろうかと思ったときに、是非先生方に、中学校の先生方もしくは高校の先生方に教育委員会として考えているメリットをちゃんと伝えていただきたいと思うので、今、主な意見と県の考え方という対の表があると思いますが、進路指導の先生方には、こういうことをうまく子供たちに納得いくように言葉としてどう伝えられるかといったことを研修していただけるといいなと思います。進路担当は進路担当で研修をすることがあると思うので、そういう場面でなるべく良い返答をしてもらって、子供たちの不安とか保護者の不安を取り除いてもらいたいと思うんですが、その機会は設ける予定はありませんか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 特にこちらとしてこういう機会を、ということは、予定はまだないところですが、例えば校長会であったりとか、中学校の進路指導主事を対象とした研修会などに呼ばれたり、そういう機会というのを御案内いただいたりすることがございます。そういったところには是非ともお邪魔をしまして、こんないいことがあったというところをしっかりとアピールしていきたいと思います。特に子供たちの変貌があったということが大きな成果であろうと考えておまして、それは学校の先生方も多分実感されていると思いますので、そこの辺りの共感というものも共にしていきたいというふうに考えております。

志々田委員： よろしくお祈いします。

もう一つ、こういう制度の変革期というのは、今回、とても手間をかけて調査取っていただいておりますが、3年、5年と見ていかなければいけないので、来年以降も調査はどれぐらい続ける予定がありますか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 御指摘のとおりかと思えます。今年度、特に初めてということで、いろいろな戸惑いもあったかと思えますので、御指摘のとおり、継続して点検、評価をしていく必要はあるかと思えます。実際の検証の方法については、今後、検討していきたいと思えますけれども、例えば3年とか、そういった一定のスパンの中は継続して検証していくといったことを続けてまいりたいと考えております。

菅田委員： 調査書とか、自己表現とか、学校独自検査とか、いろいろあった中、自己表現、今回新しく導入して、その比率というのが一番高くしている高校は多分6校だったと思いますが、あの比率というのは来年各校で変えられるのでしょうか。それとも当面、何年間かは一旦決めた比率を続けられるということなのでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 自己表現をはじめ、各検査項目間の配点の比重ということかと思えますけれども、まず、統一ルールとして設定しております一般枠、学力検査、調査書、自己表現、これは6対2対2ということで統一ルールとしてございまして、これにつきましては、やはり安定的な運用ということもございまして、一定期間は継続していきたいと考えてございます。

あとは、学校独自で設定をする特色枠というのがございまして、これにつきましては、各検査項目間の比重というのは学校が任意に変更できることとなってございますので、極端なことを言いますと、毎年変更というのはございます。そこは受検者に向けて安定的な選抜をしているよということのアピールするのか、一方で、適宜必要な見直しをしているのか、両方の考え方があろうかと思えますので、変更する、又は継続する、いずれのやり方があってもいいと考えてございます。

近藤委員： 今回の意見を見て、自己表現の内容についてどうかという意見を見て、実際の受検生が今までの自分を振り返って整理することができた、自分について再認識できたとか、学校でどういうことを頑張っていこうかというのを深く考えることができたという意見を見て、これ、設けて本当によかったなと実感しました。これから質問の仕方とか、評価の仕方とか、ブラッシュアップしていくところはたくさんあるとは思いますが、

より良い形で残っていくように、整理していただけたらと思います。

一つ気になったというか、先ほど菅田委員のお話にも少し出てきた特色枠と一般枠、比率のところですが、高校側は欲しい生徒に来てもらうことができ良かったという好意的な意見が上がっている一方で、中学校側は評価が分かれています。分かりにくいところとあってよかったというところと。実際見てみると、学力検査の比重が一般枠の基準よりも、調査書の比重が高くなるようになっていたり、その辺りでいろいろ工夫されているのが学校によっても違ってくるし、かつ特色枠と一般枠の（定員の）比率が半々の学校もあれば、3対7のところもあって、確かにこれ、難しいなというのを思いました。受検生にわかりやすく伝えるのに、どういった工夫をされているのかなというところを少しお聞きしてみたいと思います。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 各学校、特色枠ということで、選抜の中身というのを独自の組立てを行っているところでごさいます。正に各学校のポリシー、各学校がこんな生徒に来てほしいという思いを踏まえて、それぞれの比重であったり検査項目であったりというのが決められておりまして、確かにバラエティーに富んでいるがゆえに、分からない、迷ってしまうということはあるかと思えます。そういう中で、このたび新制度を入れましたことと併せまして、後ほど次の議題で御説明もさせていただきますが、各学校の実施内容シートの様式を整えまして、県教委のほうで一括してホームページへ掲載することで、比較をしてもらえると、してもらった上で御自身に一番合った学校というのを見つけていただく助けにしたいなということで、そういった資料も作成しております。

また、各高等学校におきましては、オープンスクールや中学校を訪問して行きます学校説明会等におきまして、やはり選抜の内容というのも受入れポリシーと絡めて丁寧に説明をすることで、こんな子に来てほしいということが理解していただけるように、学校と一緒にあって、そういう取組をしておりますが、一層理解していただけるように、事務局と学校、一緒にあって取り組んでいきたいと考えております。

近藤委員： 実施内容シートで数字を見て、何となく分かるのですが、具体的にどういうことなのかなというのはやっぱり子供としては知りたいのではないかと思います。そういった機会が学校説明会だとか、オープンスクールの機会で、子供さんにもこういう子に来てほしいというのが分かるように、学校側のほうで説明を一生懸命していただけたらと思います。

今川高校入学者選抜制度推進課長： ありがとうございます。やっぱり学校に入ってみて、こういうふうな活動をしていくということもイメージした上で、その学校を志望する。そのためには、どんな検査がされて、どんな力を付ければいいのかというのをイメージしていただくというのが大事だと思いますので、できるだけ実感を持ってリアルに感じてもらえるような工夫を学校と一緒にしていけたらなというふうに考えております。

中村委員： 高等学校の新しい入学者選抜制度ということなのですが、その中でも大きな変更であった自己表現の導入、この資料にもありますように、いろんな方が不安も感じていたかもしれませんが、実際の現場の研修や、いろんな準備をさせていただいたおかげもあって、主な意見というものを見ましても、さっき近藤委員も言われたとおりなのですが、中学校側、高校側、あるいは受検者本人の意見をいろいろ見ても、自己表現というのを導入が成功だったと言えると思います。それが本当によかったと思います。特に広島県の15歳の生徒にどのような力を身に付けさせたいかが明らかになって、それに基づいた教育がなされたといったような意見もあるということが本当にこの入試制度改革の意義みたいなことが実際に具体化されたということだろうと思います。さっきも御説明があったように手直ししていくところもあるかと思いますが、引き続きより良い選抜制度になるようにしていただきたいと思います。

その中で、1点ちょっとこの自己表現の資料の中でなんですが、4ページの主な意見の下から二つ目、さっきも御説明がありました、自己表現をやり切った受検者が戸惑うというのが、少し想像がつかないのですが、具体的にはどんなことだったのでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 実際にこういう質問というのを申し上げるのは差し控えていただきますが、受検生によって聞かれたことが異なるということで、得られる情報や、答えやすい、答えにくい質問ということで、不公平感が出てくるという危惧がございます。こういう形で例示をして統一してくださいと申し上げたのは、今、実施された自己表現について、もう少し詳しく説明してほしいというような形の質問を例示しておりました。それが実際の自己表現に即した形で聞かれたらよかったのですが、全部同じような聞き方にして、

もう少し詳しくというふうに、全ての生徒がそれを聞いて、今、もう私は語り切ったんだけど、これ以上何を言えればいいのかというような形で戸惑ったというような声がございました。

中村委員： 分かりました。そういったところを是非また次に生かしてもらいたいと思います。

それで、いろんな御意見があって、さっきも御指摘があったと思いますが、調査書の学年の配分の考え方とか、いろんな御意見があると思いますが、県教委としての考え方をしっかり寄せられた疑問とか意見に対して答えるという意味でも公表することが必要だと思うのですが、今日の資料についている5ページ以降の、こういったことが具体的に公表される内容ということになるのでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 本日付けで資料を公表したいと考えておりまして、その中では、5ページから16ページ、意見とその対応、またアンケートの結果の概要、これも含めてトータルで公表したいと考えております。

中村委員： よろしくをお願いします。

それから、最後ですが、スケジュールについても、これも御意見があるようですけれども、令和6年度は既に決まっています、7年度以降に検討することになると思いますが、是非柔軟により良い形を考えていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 実施時期につきましては、様々な立場、様々な御意見がございます。やはり丁寧に関係者とお話をしていきながら、あるべき姿というのを見いだしていくように努めてまいりたいと考えております。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

2ページの3の(2)の2段落目のところに、特に中学校の途中まで成績が不振であった生徒や、様々な理由により欠席日数が多かった生徒にとっては云々というところがあるのですが、私も地元の中学校でやはり課題のある生徒に関わったときに、保護者の方も含めて、3年からもう1回やり直してみなさいということが言えて、生徒も気持ちを切り替えて頑張ったというのを見ておりますので、非常にこういう評価のやり方は、いろいろな子供がおりますので、そういう生徒に対しては非常によろしいと思います。こつこつやってきた生徒に対する評価も、こつこつやってきたわけですから、それはそれで評価をしていただいておりますし、課題があって、たまたま欠席がちになってしまった生徒に対してもそういう評価をしていただいているということで、非常にいい制度になったなと思っております。

その中で、先ほど中村委員もおっしゃったのですが、一つお伺いしたいのは、7ページの黒丸の三つ目のところですね、中学校から選抜(I)が選抜(II)に統合されたことにより、公立の高校の受検の機会が一度になり、チャレンジを避けて合格可能性の高い学校や私立高校を選択する生徒が増えたと言われておりますが、これはどういうことなのでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 一概には申し上げにくいところではございますけれども、従前でございますと、選抜(I)ということで推薦入試と、一般入試ということで選抜(II)というのがある。選抜、2回の受検のチャンスがあったということがございまして、また、選抜(I)というのが推薦入試でございまして、学力検査がございませんでしたので、選抜(I)のほうは、いわゆる自分の学力に照らしたときにちょっと高めの目標に対してチャレンジをすると、もしそこで残念な結果に終われば選抜(II)で別の学校を受検することも一定数あったと聞いております。いわゆる受検機会が少なくなった、チャレンジの機会がなくなったということを意見としていただいているということであろうかと思っております。

ただ、一方で、選抜(I)、(II)という複数の機会があることで、複雑過ぎるという声もありまして、そこを何とか簡素化、単純化しようということでこの統合を行っておりますので、選抜(I)、(II)の統合のほうが必要であったという判断の下でやっておりますので、一長一短はあろうかと思いますが、そういう考え方で今の制度になっていると承知をさせていただきます。

細川委員： これは一部の高校であると思うのですが、県立高校全体に対する中学校の御意見じゃないと思うのですが、気になるのは、やはりチャレンジを避けて合格可能性の高い学校ということは、今まででは2回チャンスがあったのでチャレンジできていたところができなくなったというところが、本来そこに行つて学ぶべき生徒がチャレンジを避けて私立高校とかほかの学校に入学するということが果たしてどうなのかということを今後お考えいただくべき所ではないかなと思っておりますが、いかがですか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 本来でございましたら、学びたいこと、行きたい学校というのが確固としたものがあ

って、複数の受検機会があれば、その学校を繰り返し受けていただくといったことが本当にその子の進路希望を固めるという意味では望ましいことなのかなと、チャンスがあれば可能性にかけるという在り方が果たしていいのかどうなのかなということ、どうなのかなとも思うところでございます。

いずれにいたしましても、やはり自分というものを認識して、自分が何をしたいのかということをしっかり見定める中で、自分が行きたい学校というものをしっかり定めていただいて、それに向けて頑張ってくださいということが本来の姿ではないかなというふうには考えているところでございます。

細川委員： ありがとうございます。いろいろお考えをいただいているので、引き続きしっかり進めていただきたいと思いますところであります。近藤委員の御質問にもありましたけども、一般枠と特色枠の違いや比重が分かりにくいという御意見があったというのは、やっぱり分かりにくいというのは受検生にとっても好ましいこととは思いませんし、申し上げたようなチャレンジをしてまでそこを頑張ろうというような、違いというのをいろいろと分かりやすいように、シート上でなかなか、どのように見ればよいかというようなこともありましようけども、引き続き関係者に御指導いただければと思います。以上です。

今川高校入学者選抜制度推進課長： ありがとうございます。やはり資料に書いてあるからこれで理解してくれというだけではなくて、先ほども申しましたように、学校のほうが出向いて行って、こういうポリシーの下でこういう内容を組み立てているという説明など、(受検生に対して)中学校の先生からも十分情報が伝わるように、そこらの周知というところには意を払ってまいりたいと考えております。

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議 6 令和 6 年度広島県公立高等学校入学者選抜制度の実施内容について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 6、令和 6 年度広島県公立高等学校入学者選抜制度の実施内容について、今川高校入学者選抜制度推進課長、説明をお願いいたします。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 続きまして、報告・協議 6 によりまして、令和 6 年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について御報告いたします。

令和 6 年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、4 月 28 日の教育委員会会議で御審議いただき、決定をいただいたところでございます。今回、御報告する内容は、令和 6 年度入学者選抜におきまして、基本方針を踏まえて、全ての学校で共通して実施する事項に加え、高等学校長の裁量で実施する内容を取りまとめたものでございます。

資料の 1 ページを御覧ください。まず、一次選抜におきましては、実施校数及び学科・コース数は 100 校 162 学科・コースとなっております。この各高等学校の課程、学科等の特色に応じまして、入学定員の 50% 以内において、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定することができることとしておりまして、特色枠による選抜を実施する高等学校は、新制度の 2 年目となります今年度につきましては、この表中の一番上の欄でございますけれども、公立学校全体で昨年度から 1 校減、4 学科・コース増の 66 校 122 学科・コースとなっております。

また、特色枠におきましては、各高等学校、課程、学科等の特色に応じまして、学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点に、合計 10 を基本といたしまして、例えば 2 : 6 : 2 といった比重をかけることができることとしてございます。このうち、いずれかの検査等について、5 以上の比重をかけている状況は、表中、各検査等の配点の比重の欄にお示ししておりますアからエの実施校数等の数となっております。

また、学力検査及び特色枠における調査書について、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができることとしておりまして、表中、傾斜配点の欄に示す A、B、C の実施校数等のおりとなっております。

また、各高等学校、課程、学科等の特色に応じて、面接、作文、小論文、実技検査及び一般学力検査問題 5 教科に加えて自校が作成した問題による学力検査等、学校独自の検査を実施することができることとしており、表の一番下の欄にその状況をお示ししてございます。

なお、二次選抜におきましても学校独自検査を実施することができることとしており

まして、この状況は2の二次選抜の表にお示しをしておいでございます。

各高等学校の入学選抜の実施内容につきましては、資料の2ページから9ページにかけて掲載をしております。

また、資料10ページ以降には、各高等学校の実施内容について、1校ごとの詳細を示した入学選抜実施内容シートを取りまとめた冊子の抜粋版を掲載しております。

先ほど御報告いたしました新しい制度の成果と課題に係る関係団体等への意見聴取におきまして、一部の中学校からは、先ほども御指摘ございましたが、特色枠と一般枠の違いや比重について分かりにくいといった声がございましたので、この一覧表や、各高等学校の実施内容シートにつきまして、各高等学校において実施する中学校説明会での説明・配付や県及び各高等学校のホームページ、広報紙への掲載等による周知をより一層丁寧に行いまして、分かりやすく伝えてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： ありがとうございます。この最後の実施内容シートが少し分かりやすいかなと拝見しました。それから、選択する力という意味でも自分で志望校を決めると、学校の特色を見た中でということが大事になってくるということですが、この実施内容シート、一覧になったものを拝見すると、教育目標や、育てたい生徒像、入学者の受入れ方針等が確認できるので、なかなか興味深いなと思ってこれも拝見しました。魅力的というか、特色を生かしてこういった教育目標を掲げている学校も幾つもあったと思います。

ただ、思いますのは、特色枠の入試の中身がどうかということも実際には大事なこともかもしれませんけれども、教育目標がどういったものかということがまずあってのことですけれども、字面がどうか、受検の、学力検査とかの中身がどうかということよりも、その学校からにじみ出る教育目標みたいなものが恐らくある学校には既にある、それをこれからつくっていかなくてはならない学校もあると思いますが、やはりそういったものがそれぞれ地域や、受検生に伝わるようになってほしいなど。教育目標を工夫して、ただここに書けばいいということではなくて、それがそこに住んでいる人たちにはもう伝わって、魅力が伝わるという形に是非なってほしいなと思いました。

今川高校入学選抜制度推進課長： ありがとうございます。やはりこんな入試をするからそこを選ぶということではなくて、この学校に憧れるとか、行ってみたいという気持ちがまずあって、どんな検査がされるかと調べるというのが理想の順番なのかなと個人的には思っております。その学校の特色や魅力というものがしっかり作り出されて生徒、保護者に伝わっていくように、関係課と連携しまして、そこは取り組んでまいりたいと思います。

また、地域の方へもというお話がございましたので、コミュニティ・スクールの仕組みといったものも活用して、このシート、上の3段をつくるに当たっては、学校運営協議会でも相当御議論いただいた上で、この前提のところをつくり上げたということですので、引き続きそういったところで地域との連携というのも続けてまいりたいと考えております。

菅田委員： 物づくりの立場から言うと、STEAM教育とか言われておりますが、特色枠においても英数国を比率上げているところがありますが、理にちょっと比率上げているところが本当、理数コースがあるところだけなのですが、もうちょっと、理科も特色枠のほうでは上げるところももうちょっとあってもいいのかなという感想です。

今川高校入学選抜制度推進課長： おっしゃるとおり、何がよくてというところはいろいろ議論もあるところかと思いますが、やっぱりその学校の特色、ポリシーと選抜内容、そのどこに重点を置いて見るかというのはリンクしていて分かりやすくなっているというのが理想かと思っておりますので、そういう観点で、実施内容についての検証、構築というのはしっかりやっていただくということは繰り返し学校のほうへお伝えしていきたいと考えております。

志々田委員： この14ページ目に書いてくださっている入学選抜実施内容シートの見方、これ、全員に、子供たちが見るということですね。ここに書いてあるように、いわゆる教育目標に対して育てたい生徒像があって、入学受入れ方針というものに整合性がきちんとあって、子供たちにきちんと分かる言葉で書かれているかどうかということがすごく気になります。全国様々なものを見ますが、分かりにくいと感ずることが時々あるので、これは学校だけにお任せするのではなくて、教育委員会もきちんと見て、チェックをしないといけない、してほしいと思うのが1点と、もう一つは、それを踏まえて、結局、学力検査だったり配点だったりということを変えているわけですが、それに本当に整合性があるのか、妥当性があるのか、納得できることになっているのかというようなこ

とがやっぱり次に問題になってくるのかなど。そこが本当に、自分たちが取りたい生徒たちをきちんと取れているかどうかというこの検証作業は各高校でやっているのかといったところがとっても気になります。ここを明らかにすればするほど子供たちにとっては、しっかりと正しい情報、確固たる信念を持って自分の行きたい学校を探ることができるので、この辺りの質の保証みたいなものというのは、県教委としてどうやって維持しようと思っておられるのでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： まず、このシートの内容でございます。このシートが誰のためにあるかといいますと、やっぱり中学生のための資料ですので、中学生が読んでよく分かるということは、大事な視点かと思えます。学校と我々が一緒になって取り組んでいきたいと思えます。

実際の実施内容の検証でございますけれども、やはりその年その年に実施をした内容を振り返りまして、翌年度の実施内容の検討はいずれの学校でも行っております。現に今年度につきましても、トータルの数字としてはあまり動いてないように見えますけれども、やはりやってみて、こういう特色はこう設定していたけれども、あまり想定どおりの生徒が取れなかったなど、一般枠とあまり変わらなかったなどというような検証をされた上で見直しをされたという学校もございます。ですから見直しについては毎年毎年の結果を踏まえて、継続性、安定性ということも先ほど申しましたようにございまして、やはり改めるべきは改めるという視点で毎年検証をしていただきたいと思いますと考えておりまして、学校が主体にはなろうかと思えますけれども、私どももできる限り支援をしていきたいと考えております。

志々田委員： こういう書類って、子供たち、自分とは関係ないものだと思いますが、正式に学校が公表している教育目標と同じ言葉でなくてもいいと思います。全国、本当によく分からない目標がいっぱいあるというのも思っているところなので、是非広島県の少なくともここに書いてある、シートの中に書かれている言葉は100%、中学校3年生の子供たちに納得を持って迎えていただけるような内容になるように、制度を変えたので、変えたばかりですし、是非県教委のほうで学校と一緒に検証しながらブラッシュアップしていただければなど。取りあえず今年のこれ見たいなど、全学校のものを見たいなど思っているところです。以上、意見です。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

今のお話の中で、特色枠を持っていたが、あまり一般枠と変わらないのでというような云々のお話もございましたけれども、各高等学校の特色に応じた多様な選抜を実施するという点で、1の特色枠ありが58校105学科・コース、なしが32校38学科・コースというふうに県立の場合の数字を上げていただいておりますが、特色枠がないことが反対に特色のある学校なのか、そうではなくて、例えば大崎海星高校とか佐伯高校とか、小規模でありながら特色を持たせた生徒募集をかけ、活性化している学校もある中で、比較的特色枠のない学校というのは小さな学校が多いような気もするのですが、なぜ設けないのかとか、設けていない背景とか、要因とか、何かありましたら教えていただきたいと思えます。

今川高校入学者選抜制度推進課長： 特に目立った傾向ということではございませんが、先ほど御意見がございましたように、特色枠なしとしているのが（公立全体で）34校あるわけでございますけれども、やはり中山間地域のあまり規模の大きくない学校というのが多いという傾向はございます。やはり細かく検査区分を入れるということにあまり意味がないといったところが実情としてあるところはあるのかなと思えます。あとは、選抜の方法としては別枠を設けないけれども、一般枠の中で学力検査に傾斜配点を行うということが出来ますので、そこで全体に対して重視する教科というのを示して、それで判定をするといった学校もございまして、やはり特色枠を設定されていない学校につきましても、それぞれにポリシーを持って設けないという選択をされているというふうに捉えてございます。

細川委員： ありがとうございます。先ほどの志々田委員の御質問にあったように、受検する生徒がその学校をよく分かるように、例えば一般枠が書いてあって、自分が行きたい学校なのかどうかというのを考える上で、情報がしっかり共有されていないと、特色枠ですとそれなりにこういう生徒でまず特色枠で取りますということでは言われておりますが、一般枠だけだと、そこまで伝わらないと思えますので、その辺りのところについてはどのようにお考えでしょうか。

今川高校入学者選抜制度推進課長： この実施内容シートだけでその学校の全てが分かるわけでもございませんし、これだけをもって学校を選択されるということには決してならないと思えます。学校を選択されるに当たっては、その学校がどんな魅力を持っているのかという情報がこれ以上に必

要かと思います。そういう意味では、各学校で作られている広報資料ですね、パンフレット、リーフレットであったり、ホームページであったり、また、実際に学校へ出かけていって、コミュニケーションをする場を持つということで、あらゆる手を尽くしてその学校を知ってもらう努力というのは各学校でなされているものと考えております。

細川委員： ありがとうございます。例えば県北の中学校に行くと、県北の高校の全ての資料というのがあればいいのですが、なかなか得にくい状況があったりしますので、県北に限らず、やはり今、課長がおっしゃったように、必要な情報というのが届くようにしていただければと思います。よろしくをお願いします。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行います。

傍聴者の方は、退席のほどお願いいたします。

(14:45)

第1号議案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議3 令和6年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

報告・協議3 令和6年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について協議した。

報告・協議4 令和6年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

令和6年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について協議した。

(15:30)